国際連合の任務

12　事務総長特別代表の主導の下、当初三か月の期間をもって、国際連合リビア支援ミッション（ＵＮＳＭＩＬ）を設立することを決定し、さらに、ＵＮＳＭＩＬは、次のことに向けたリビア国民の努力を支援し、援助することをその任務とすることを決定する。

(a)　公共の安全及び秩序を回復し、法の支配を促進すること。

(b)　包括的な政治対話を行い、国民和解を促進し、憲法制定及び選挙プロセスを開始すること。

(c)　新たな責任ある機関の強化及び公的業務の復旧などを通じて、国家の権限を拡大すること。

(d)　特に、被害を受けやすい集団に属する人々にとっての人権を促進及び保護し、移行期の正義を支援すること。

(e)　経済回復を開始するために必要とされる措置を速やかにとること。

(f)　他の多国間及び二国間の主体から要請される支援を必要に応じ調整すること。

武器禁輸

13　決議第千九百七十号（二千十一年）９の規定により課される措置は、リビアに対する次のものの供給、販売又は移転についても適用しないことを決定する。

(a)　技術援助、訓練、資金又はその他の援助を含むあらゆる種類の武器及び関連物資であって、リビア当局に対する治安維持又は武装解除支援のみを意図し、事前に委員会に通知され、かつ、委員会が当該通知について五作業日以内に否定的な決定を行わないもの。

(b)　国際連合要員、報道機関並びに人道及び開発事業の要員の代表者並びにこれらの事業に関係する要員の使用に限ってリビアに一時的に輸出する小型武器及び関連物資であって、事前に委員会に通知され、かつ、委員会が当該通知について五作業日以内に否定的な決定を行わないもの。

資産凍結

14　リビア国営石油公社（ＬＮＯＣ）及びズウェイティーナ石油会社は、決議第千九百七十号（二千十一年）17、19、20及び21の規定及び決議第千九百七十三号（二千十一年）19の規定により課される義務を免れないことを決定する。

15　決議第千九百七十号（二千十一年）17、19、20及び21の規定及び決議第千九百七十三号（二千十一年）19の規定において、リビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行（ＬＡＦＢ）、リビア投資庁（ＬＩＡ）及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオ（ＬＡＩＰ）に対して課される措置を次のとおり修正することを決定する。

(a)　本規定において上記にて言及される団体の資金、その他の金融資産及び経済資源のうち、リビアの外に存在し、決議第千九百七十号（二千十一年）17の規定又は決議第千九百七十三号（二千十一年）19の規定において課される措置に従ってこの決議の採択の日に凍結されているものは、同決議19、20若しくは21の規定又は下記16の規定に定める例外の対象とならない限り、加盟国により凍結が維持される。

(b)　(a)の規定に定める場合を除き、リビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行、リビア投資庁及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオは、決議第千九百七十号（二千十一年）17の規定において課される措置の対象とはならない。これには、加盟国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も自国の国民又はその領域内に所在する個人若しくは団体により、それらの団体のため又はその利益のために利用可能となることのないよう確保することは求められないことを含む。

16　同決議17の規定により課され、上記15の規定及び決議第千九百七十三号（二千十一年）19の規定により修正される措置は、決議第千九百七十号（二千十一年）19の規定が適用される場合に加え、次の(a)から(b)までの条件が満たされる場合には、リビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行、リビア投資庁及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオの資金、その他の金融資産又は経済資源に対して適用しないことを決定する。

(a)　加盟国が委員会に対し、次の一又はそれ以上の目的のために資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図を通知し、かつ、委員会がそのような通知について五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(i)　人道上の必要性

(ii)　厳密に文民の使用のための燃料、電力及び水

(iii)　リビアにおける炭化水素の生産及び販売の再開

(iv)　文民の政府機構及び文民公共インフラの設立、稼働又は強化

(v)　リビアとの国際貿易の支援及び促進を含む銀行部門業務の再開促進

(b)　加盟国が委員会に対し、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源が、決議第千九百七十号（二千十一年）17の規定又は決議第千九百七十三号（二千十一年）19の規定において課された措置の対象となっている個人のため又はその利益のために利用可能となってはならないとの通知を行った場合

(c)　加盟国が、当該資金、その他の金融資産又は経済資源の使用について、事前にリビア当局と協議を行った場合

(d)　加盟国が、この規定に従って提出した通知をリビア当局と共有し、リビア当局が五作業日以内に当該資金、その他の金融資産又は経済資源の凍結解除に反対しなかった場合

17　加盟国に対し、上記16の規定に従って行動する際に警戒を怠らず、リビア当局に残されている課題に照らして、透明性を促進し、横領を防止するため、国際的資金メカニズムの使用について、妥当な考慮を払うよう要請する。

18　国際通貨基金及び世界銀行に対し、リビア投資庁、リビア国営石油公社、リビア・アラブ外国銀行、リビア・アフリカ投資ポートフォリオ及びリビア中央銀行を含むリビア政府機関によって管理されている資金に関し透明性と説明責任の制度を確保するためにリビアがとるべき措置を勧告するリビアの公的資金管理の枠組の評価に関してリビア当局と協力するよう要請し、評価結果を委員会に通報するよう要請する。

19　委員会に対し、決議第千九百七十号（二千十一年）及び決議第千九百七十三号（二千十一年）によりリビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行、リビア投資庁及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオに課された残りの措置をリビア当局との協議により継続的に見直すよう指示するとともに、資産がリビア市民のため及びその利益のために利用可能となることを確保するために、委員会は、リビア当局との協議により、現実的な範囲で速やかにこれらの団体の指定を解除することを決定する。

飛行禁止区域及び飛行の禁止

20　リビアの事態の改善に留意し、決議第千九百七十三号（二千十一）６から12までの規定により課される措置を常時継続して見直すとの理事会の意図を強調し、適当な場合であって事情が許すときは、リビア当局と協議の上、これらの措置を解除し、決議第千九百七十三号（二千十一年）４の規定に従って加盟国に与えられた権限を終了する用意があることを強調する。

21　決議第千九百七十三号（二千十一年）17の規定における措置は、この決議の採択の日から効力を失うことを決定する。

協力と報告

22　国連事務総長に対し、採択から十四日以内及びその後は毎月又は適当と認める場合はより頻繁に、この決議の実施について報告することを要請する。

23　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○国税庁告示第二十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十四日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人サバイバルネット・ライフ	栃木県小山市神鳥谷九三一番地三	仲村　久代	平成二十三年十月十六日から平成二十八年十月十五日まで
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道	北海道札幌市中央区北四条西一二丁目一番五	向田　直範	平成二十三年十月十六日から平成二十八年十月十五日まで
特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会	東京都新宿区荒木町一八番地七四谷長岡ビル二〇二号室	田上　昭一	平成二十三年十月十六日から平成二十八年十月十五日まで